

九州大学サステナブル水素研究所利用規程に関する内規

制定：令和8年5月20日

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学サステナブル水素研究所利用規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、設備利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 規程第2条に規定する申請は所定の様式により行うものとする。

2 設備を利用する者（以下「利用者」という。）は、事前に利用者講習を受講しなければならない。

(設備管理者)

第3条 設備ごとに設備管理者を置くものとし、当該設備が設置されている部門の長をもって充てる。

2 設備管理者は、管理する設備について、適切な維持管理及び安全の確保に関する責務を負う。

(利用料の免除)

第4条 規程第6条ただし書に規定する研究所長が特に必要と認めた場合とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、設備管理者が九州大学サステナブル水素研究所（以下「研究所」という。）の教育研究の遂行上必要であり、利用料の全部又は一部を免除することが相当であると認めた場合をいう。

- (1) 天変地異、設備の故障その他利用者の責めに帰すことができない事由により、設備を利用することができない場合
- (2) 設備の点検、保守、修理、校正、試運転、安全確認、性能確認、職員の技術研修その他設備の維持管理又は適切な運用に必要な場合
- (3) 研究所が主体となって行う設備又は試験方法の開発、デモ利用、トライアル、予備検討その他研究プロジェクトの形成に資する利用である場合
- (4) 共同研究、受託研究その他研究所が関与する研究又は事業の遂行上、実験のやり直し、試験条件の変更又は利用時間の延長等が必要となり、利用者に追加の利用料を負担させることが相当でないと認められる場合。ただし、利用者の責めに帰すべき事由又は利用者の都合による追加利用については、原則として利用料免除の対象としない。
- (5) 前各号に準ずるものとして、研究所長が特に必要と認めた場合

2 設備管理者は、前項の取り扱いを行った場合には、設備名、実施日、利用時間、免除理由及び判断者を記録し、研究所長又はI2CNER・Q-PIT共通事務支援室長の求めに応じて、これを提示するものとする。

(情報の開示及び取り扱い)

第5条 利用者は、利用を希望する設備に関する使用方法、仕様等の情報について情報の開示を受けることができる。

2 開示された情報は、秘密情報として指定された情報を除き公知の情報として取り扱うことができる。

- 3 利用者が開示を受けた秘密情報は、自ら保有する秘密情報と同様の注意をもって管理するものとする。
- 4 利用者は、利用予定の設備により評価を希望する試験片、試験条件等を開示し、安全性の確認を受けなければならない。開示された情報について、研究所は自らが保有する秘密情報と同様の注意をもって管理するものとする。
- 5 前項の利用者からの情報開示の際、利用者が希望する場合、協議の上、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。ただし、利用者と九州大学との間で締結された共同研究契約において定められた秘密保持条項に基づき設備の利用が行われる場合には、当該契約の定めるところによるものとする。
(設備利用時の持ち込み品)

第6条 利用者が、設備を利用する際に研究所に試験片、機材、情報等を持ち込む場合、利用者自らの責任により管理するものとする。

- 2 利用後に発生する試験片廃材等については、利用者が持ち帰り、利用者の責任により廃棄するものとする。

(測定データの取り扱い)

第7条 利用者は、設備の利用により取得したデータについて、自らの責任により回収、保管を行うものとする。

- 2 利用者は、回収、保管したデータについて、利用者の責任により利用した設備に付属する記録媒体から消去するものとする。ただし、設備管理者が認めた場合はこの限りではない。
- 3 研究所は利用者が設備の利用により取得したデータの保存、管理について責任を負わない。

附 則

この内規は、令和8年5月20日から施行し、令和8年4月1日から適用する。